

仕 様 書

1. 件 名

令和7年度 デジタル地域通貨推進業務委託 その2

2. 委託期間

契約日 から 令和8年3月31日（火） まで

3. 担当部課

市川市 経済観光部 デジタル地域通貨推進課

4. 総 則

(1) 目的

市川市（以下「委託者」という。）は、地域経済と市民活動の活性化を図るため、市川市内でのみ利用できるデジタル地域通貨事業（以下「事業」という）に取り組んでいる。

デジタル地域通貨の発行を通じた市内の資金循環により、消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、エコ活動やボランティア活動のインセンティブとして、市内の店舗（以下「加盟店」という。）で利用できる行政ポイントを付与することで、市民活動の活性化を図るものである。

本委託契約は、物品の作成・送付をはじめとした加盟店への支援及び加盟店へのデジタル地域通貨の精算金の振込ならびにコールセンターの運営といった市民等への支援といった事業運営支援のほか、事業の効果検証を委託するものである。

受託者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実行経費の軽減を図り、この業務を期間内に遂行しなければならない。

(2) 前提条件

デジタル地域通貨運用システムにおける地域通貨及び行政ポイントは、加盟店での決済に利用できるものとする。

業務の実施にあたり必要となるデジタル地域通貨運用システムの操作マニュアルや事業の概要等については、必要に応じて委託者が受託者まで提供するものとする。

デジタル地域運用システムの操作にあたり必要となるシステムの管理アカウントへのログイン情報については、委託者から受託者まで提供するものとする。ただし、システム操作に用いるクライアント PC については、委託者の負担で用意することとする。

デジタル地域通貨運用システムには、各店舗におけるデジタル地域通貨の利用実績に基づき、各加盟店への振込データ（全銀協規定フォーマット）を出力する機能を有するものとする。

令和7年度事業の概要については、別添1「令和7年度 市川市デジタル地域通貨推進事業 実施要領」を参照すること。

(3) 業務の指示及び監督

受託者は、本委託を遂行するにあたって、委託者監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(4) 業務の責任範囲

本業務を遂行するに当たって、受託者は、事業の運営支援業務について責任を負うものとする。なお、業務の内容に応じて、委託者が認める範囲で再委託することを可とする。

5. 委託内容

以下の A～D に記載する事業運営支援業務を行うものとする。

A 制作物等の作成及び発送

デジタル地域通貨事業の広報物及び加盟店が利用する物品を作成するとともに、加盟店へ発送すること。

(1) 加盟店向け物品の作成

下記に掲げる物品を作成すること。なお、各作成物は 1 部ずつ、委託者へ納品すること。

物品のデザイン及び印刷データ調整は委託者が準備するが、受託者はトンボ等印刷に係る設定を確認し、印刷に支障がある場合は修正を委託者に指示することとする。

①行政ポイント用カード（納品時期 7月中旬頃） … 15,000 枚

- ・診察券サイズ（約 86mm×54mm）、片面カラー、片面モノクロ、上質紙、角丸加工
 - ・カードの表面には二次元コードを印刷することとし、当該 QR コードはバリアブル印刷での対応を行うこと。
- なお、二次元コードの印刷データは、委託者が csv ファイルにて提供するものとする。

②加盟店ポスターその 1（商店会）（納品時期 9月中旬頃） … 500 枚

- ・A2 判、カラー、片面、マットコート

③加盟店ポスターその 2（キャンペーン第 2 弾）（納品時期 10月上旬頃） … 1,200 枚

- ・A2 判、カラー、片面、マットコート
- ・大企業店舗用 200 枚
- ・中小企業・個人事業主店舗用 1,000 枚

(2) 物品の発送

委託者が指定する発送先へ、送付状（A4 サイズ、片面、モノクロ）を同封したうえで、物品を送付すること。なお、発送費用については本委託契約に含むこととする。

発送種別	発送物	発送時期	納品先及び発送数
委託者への一括発送	5. 委託内容 (1) ①	7月中旬頃	<納品先> 市川市役所 第 1 庁舎 2 階 デジタル地域通貨推進課

加盟店への 個別発送	5. 委託内容 (1) ②	9月中旬頃	<納品先> 委託者が別途提供する加盟店への直接納品 ※残数は委託者への一括納品とする <発送先> 約 400 店舗
	5. 委託内容 (1) ③	10月上旬頃	<納品先> 委託者が別途提供する加盟店への直接納品 ※残数は委託者への一括納品とする <発送先> 約 1,100 店舗

B 精算金振込業務

デジタル地域通貨や行政ポイントの利用実績に応じて、加盟店に対して精算金の振込を行うこと。1件あたりの振込に対する利用期間、締日及び振込日については、別途委託者が定める業務スケジュールに基づくものとする。

また、受託者による振込の完了後、精算費用を本委託契約金額とは別に委託者まで請求することとする。ただし、必要と認めるときは、委託者に対して概算払いにて請求できるものとする。

なお、精算に係る振込手数料は、本委託契約金額に含むものとするが、実績に応じた単価契約とする。

(1) 振込データの作成

デジタル地域通貨及び行政ポイントの利用実績に基づき、振込先及び金額の一覧表を作成し、振込前に委託者の許諾を得ること。

なお、加盟店のうち、大企業が経営する店舗については、利用実績額のうち1%を加盟店負担額として控除する運用を行うことから、振込データの作成時に、委託者が別途指定する大企業が経営する加盟店への振込額については、1%分の金額を控除した振込データを作成すること。

(2) 加盟店への振込

B(1)で作成した振込データに基づき、振込を行うこと。

振込に不具合が生じた場合、速やかに原因の特定を行うとともに、委託者に報告し、速やかな振込へ向けた対応を行うこと。

(3) 振込完了メールの送信

振込完了後に、振込が完了した旨（金額、振込日記載）のメールを、加盟店宛に送信すること。

メールの送信は、デジタル地域通貨運用システムを活用することとし、操作フローは別添2「デジタル地域通貨運用システムメール送信マニュアル」を参照すること。

(4) 帳簿の作成

加盟店への精算にあたっては、振込時の名義を「イチカワシ イチコジムキョク」とすることとし、精算金に係る帳簿を作成して、委託期間終了時に委託者の求めに応じて帳簿を提出すること。

(5) 振込件数

想定加盟店数及び振込件数	
加盟店数	約 1,100 店舗
振込件数	最大約 16,000 件 (800 店舗分 × 20 回)

C コールセンター運用業務

デジタル地域通貨運用システム及び健康ポイントシステムに関する利用者からの問い合わせ対応を行うコールセンターを設置すること。

(1) 問い合わせ対応業務

① 問い合わせ対応範囲

- ・デジタル地域通貨運用システムのインストール方法や利用方法
- ・各種ポイント（還元ポイント、ふるさと納税ポイント、ICHICO ポイント）の取得及び利用方法
- ・健康ポイントと行政ポイントの交換方法
- ・その他デジタル地域通貨及び各種ポイントに関すること

② 業務実施マニュアルの作成

- ・効率的な問い合わせ対応のため、業務実施マニュアルを作成すること。なお、業務実施マニュアルには、よくある問い合わせに対する回答（FAQ）を含むものとする。
- ・業務実施マニュアルについては、業務開始前に作成し、オペレーター間で共有するとともに、委託者に提出すること。また、必要に応じて随時更新すること。

③ 研修の実施

- ・受託者は、電話対応及び業務実施マニュアルの理解促進に関する研修を実施し、業務内容について十分理解させること。また、従事者を変更する場合も同様とする。
- ・研修は、業務従事者に対して業務開始前及び必要に応じて業務開始後に適宜行い、研修実施後には報告書を作成の上、委託者に提出すること。研修に必要な資料作成や準備は、委託者と協議の上、受託者が行うこと。

(2) 開設日時及び職場環境

① 開設期間

令和 7 年 9 月 1 日（月） から 令和 7 年 12 月 26 日（金） まで（土日・祝日を除く 80 日間）

② 開設時間

午前 9 時 から 午後 5 時 まで（適宜 1 時間休憩、シフト体制にて対応すること）

③ 回線数

同時に受電ができる回線を、2 回線提供すること。

④ 受電環境

- ・委託者はコールセンターの設置場所を提供しないこととし、受託者が費用等を含めて設置場所を用意すること。なお、コールセンターの設置場所は、日本国内とする。

- ・受託者は、本委託業務を実施するにあたって本仕様書に特段の定めがない限り、必要となるシステム及び機器等を用意すること。
- ・回線は受託者が用意し、その電話番号はあらかじめ委託者の了承を得た上で確定すること。
- ・オペレータ数を上回る入電があった場合は、自動音声応答システム等で自動対応し、電話に出ない状況にならないよう留意すること。
- ・コールセンターの運営時間外は、その旨の案内を自動音声応答システム等で行うこと。
- ・受託者はコールセンターの運営に従事する者全員に、個人情報の保護の重要性、具体策等について周知・徹底すること。

D 効果測定及び分析

委託者が実施したアンケート調査の結果等から、デジタル地域通貨による市内の消費喚起や経済波及効果といった経済効果を算出すること。また、利用者や加盟店の意見等、サービス改善に資する情報を分析すること。

(1) アンケートの集計及び分析

委託者が提供するオンラインアンケートの集計結果を用いて、産業連関表を用いた経済波及効果など、経済効果の分析を行うこと。

(2) 事業効果の検討・考察

(1) にて分析した情報を基に、デジタル地域通貨の事業展開について、検討及び考察を行うこと。

検討及び考察にあたっては、下記の観点を盛り込むこと。

- ①事業実施コスト
- ②地域経済活性化への影響
- ③市民活動活性化への影響
- ④財源の確保へ向けた手法
- ⑤行政ポイント制度の活用手法

(3) 報告書の作成

令和8年1月下旬頃までに、アンケートの分析結果等に関する報告書（A4/カラー/簡易製本）を作成のうえ、電子データとともに提出すること。

6. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受託者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により委託者にその旨を通知し、委託者の承諾を得て変更するものとする。

(1) 作業場所

受託者が指定する作業場所（※契約締結後に速やかに場所を特定し、委託者の承認を得ること。）

(2) 打合せ場所

市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎

対面形式にて 6 回程度の打合せを行うものとする。（※必要に応じてインターネット会議での開催も可とする。）
インターネット会議の利用にあたり必要となる Web 会議システムのライセンスは、受託者の負担で用意すること。

7. 業務実施責任者の設置

業務実施責任者には、同種業務について 10 年程度の実施経験を有し、事業運営支援業務に係る担当者との連絡調整を行い、円滑な業務運営を行う者を置くものとする。

8. 提出書類及び報告書（納品物）

受託者は、次に示す納品物一覧表の書類を提出期限内に提出するものとする。

なお、契約期間の最終月については、納品一覧表の記載に関わらず、提出期限は最終月の月末までとする。

納品物一覧表

No.	納品物	提出期限
1	業務実施計画書	委託開始日から 7 日以内
	業務実施体制図	
	スケジュール	
	業務実施責任者名（及び経歴）	
	業務従事者名簿	
2	進捗管理票及び進捗報告書	委託期間内随時
	議事録	
4	「5. 委託内容の A 製作物等の作成及び発送」における作成物	
	行政ポイント用カード	令和 7 年 7 月中旬頃
	加盟店ポスターその 1（商店会）	令和 7 年 9 月中旬頃
	加盟店ポスターその 2（キャンペーン第 2 弾）	令和 7 年 10 月上旬頃
5	コールセンター業務実施マニュアル	令和 7 年 8 月末
6	コールセンター業務報告書 （受電件数や苦情等特筆すべき問い合わせ内容を記録するもの。 メール等による電子データでの提出でも構わないものとする。）	
	週次報告書	業務実施の翌週
	月次報告書	業務実施の翌月 10 日以内
	最終報告書	委託期間終了日
7	「5. 委託内容の D 効果測定及び分析」における報告書	令和 8 年 1 月末

8	業務完了報告書（作業実績報告書）	業務完了日まで
9	完了届	委託期間終了日

※一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、委託期間終了日までに納品すること。

※受託者は、報告書等のタイトルを明記の上、紙媒体（A4 または A3/カラー/簡易製本）にて 1 部、委託者に提出するものとする。

※内容に変更、追加が生じたときは、委託者と受託者が協議してこれを定めることとする。

9. 納品場所

「8. 提出書類及び報告書（納品物）」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

10. 契約不適合責任

契約約款にかかわらず、本委託契約による作業の結果が、契約の目的に沿わない、又は委託内容に適合しないことを委託者が認識した場合、委託期間終了日から 12 か月以内の間に受託者に対して書面による通知が行われ、当該不適合が受託者の責に帰すべき事由にのみ起因する場合、委託者は受託者に対して不適合部分の修補を求め、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。

11. 秘密の保持

（1）受託者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（2）受託者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 情報セキュリティの確保

受託者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記 2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13. 著作権について

（1）著作権の譲渡等

①受託者は、目的物（未完成のものを含む。）又は目的物を利用して完成させた物（以下「著作権に係る目的物等」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 21 条から第 29 条に規定する著作者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権」という。）のうち、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者に帰属するものを、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者は、委託者の承諾を得て、目的物又は著作権に係る目的物等を利用することができるものとする。

②委託者は、受託者が目的物又は著作権に係る目的物等の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができるものとする。

③前2項の規定にかかわらず、目的物に受託者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受託者又は第三者に帰属するものとする。

（2）著作者人格権の制限

①受託者は、委託者に対し、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き次に掲げる行為をすることを許諾すること。

a. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表すること。

b. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を、デジタル地域通貨運用システムに係る事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で複製し、又は改変すること。

c. 目的物又は著作権に係る目的物等を、デジタル地域通貨運用システムに係る事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

d. 目的物又は著作権に係る目的物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

②受託者は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除きあらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表してはならない。

③受託者は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

（3）第三者の著作権の侵害の防止

①受託者は、受託者が委託者に引き渡した目的物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。

②受託者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

14. 権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

15. その他

（1）契約履行上の疑義については、委託者と受託者とが協力して解決すること。

（2）受託者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

（3）委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

（4）受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

令和 7 年度 市川市デジタル地域通貨推進事業 実施要領

1. 概要

(1) 目的

市川市内で利用できるデジタル地域通貨の導入により、市内で資金を循環させて消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、市川市が主催する健康づくり事業や地域に寄与するエコ活動、ボランティア活動、自治会活動等にインセンティブとしてポイントを付与して、市民活動の活性化を図る。

(2) 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) 実施団体

市川市

(4) デジタル地域通貨の名称等

- ①名 称 ICHICO（いちこ）
 ②レート 1 ポイント = 1 円
 ③利用形態 スマートフォン・アプリ「chiica」および ICHICO カード

(5) 発行額

- ①総額 17 億 8,200 万ポイント（17 億 8,200 万円相当）
 ②内訳 下表参照

区 分	金 額	備 考
チャージ （マネー）	14 億 2,000 万ポイント （14 億 2,000 万円相当）	・セブン銀行 ATM を利用して、現金で ICHICO をチャージした金額 ・クレジットカードから ICHICO をチャージした金額
還元ポイント	1 億 7,600 万ポイント （1 億 7,600 万円相当）	・ICHICO の利用額に応じて、一定の割合（例：5%）が利用者に還元されるポイント。 ・還元ポイントは、次回以降の買物や飲食の際、利用することができる。 ※ 令和 6 年度からの繰越分及びふるさとポイントの利用では、還元ポイントは付与されない。 ※ 保険薬局に係る支払いには、還元ポイントは付与されない
ICHICO ポイント	6,000 万ポイント （6,000 万円相当）	・市川市が主催する健康づくり事業、エコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に参加することで付与されるポイント
ふるさとポイント	100 万ポイント （100 万円相当）	・ふるさと納税制度を利用して、市川市に寄付をした金額の 30%が付与されるポイント

スマートポイント	1億2,500万ポイント (1億2,500万円相当)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が特に推進する施策に対し、貢献いただいた方に付与されるポイント ①脱炭素社会の実現に向け、家庭における省エネルギー家電の購入に対し、費用の一部を利用者に還元 ②犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、防犯用品の購入や、防犯設備の設置に対し、費用の一部を利用者に還元
----------	-------------------------------	---

- ③有効期限 令和8年3月31日(火)まで
 ※有効期限を過ぎた場合、ポイントは全て失効する。

(6) 還元ポイント

①通常時 (キャンペーン期間外)

- ・発行期間 令和7年4月1日(火) から令和8年3月31日(火)
(ただし、下記のキャンペーン期間を除く)
- ・還元率 中小企業者(次頁参照) や個人事業主等が経営する加盟店で ICHICO を利用した金額の5%、
それ以外の場合は利用金額の1%
- ・発行ポイント 総 額 600万ポイント
期間中の最大ポイント数 1,000ポイント/人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

②キャンペーン第1弾

- ・発行期間 令和7年4月15日(火) 午前10時から
- ・還元率 中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店で ICHICO を利用した金額の15%、それ以外の場合は利用金額の5%
- ・発行ポイント 総 額 7,000万ポイント
期間中の最大ポイント数 3,000ポイント/人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

④キャンペーン第2弾

- ・発行期間 令和7年11月15日(土) 午前10時から
- ・還元率 中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店で ICHICO を利用した金額の15%、それ以外の場合は利用金額の5%
- ・発行ポイント 総 額 1億ポイント
期間中の最大ポイント数 5,000ポイント/人
※ 予算の上限に達した段階で発行を終了する。

中小企業者の範囲 (中小企業基本法)

業 種	範 囲
-----	-----

製造業、建設業、運輸業等	資本の額、出資の総額が3億円以下 または、従業員数が300人以下
卸売業	資本の額、出資の総額が1億円以下 または、従業員数が100人以下
サービス業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が100人以下
小売業	資本の額、出資の総額が5,000万円以下 または、従業員数が50人以下

(7) 利用できる店舗

ICHICO を利用できる店舗は、市川市が登録した加盟店とする。

2. 利用者

- (1) 対象者 市川市内在住者、在勤・在学者等
- (2) 利用開始
 <アプリの場合> アプリ「chiica」のインストールとアカウント登録
 <カードの場合> 市川市役所第1庁舎2階（デジタル地域通貨推進課）で
 利用開始申込み
- (3) チャージ
- ①期間 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
- ②上限額 利用者1人あたりの上限なし
 ただし、一度に保有できるマネーは300,000円まで
- ③単位 1,000円単位（1回あたりのチャージ上限額100,000円）
- ④方法
 <アプリの場合> 全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行ATM、
 クレジットカード（クレジットカードによっては、本人認証サービス
 （3Dセキュア）が必要となる場合がある。）
 <カードの場合> 全国のセブンイレブン等に設置されているセブン銀行ATM
- (4) 決済方法 2次元コードをスキャンする方式（詳細は5ページのイラスト参照）

3. 加盟店

- (1) 対象店舗 市川市内の店舗とする。
 （店舗の敷地や建物の一部が他市に位置する場合、所在地が市川市である店舗を対象とする。）
- (2) 申込方法
- ①Web 申込の場合 ・所定の Web ページにアクセスして、必要事項を入力する。
- ②申込書の場合 ・加盟店登録申込書に必要事項を記入の上、市川市役所に提出。
 ・配布場所 市川市役所第1庁舎2階（デジタル地域通貨推進課）
 ・加盟店登録申込書は、上記の配布場所に直接提出または郵送とする。

(3) 加盟店の要件

- ①利用規約への同意 市川市長が定める利用規約に同意すること。
②そのほか 下記の欠格条項に該当しないこと。

欠格条項
・市川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等が役員もしくは実質的に支配しているもの、その他暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）において規定する風俗営業、特定遊興飲食店営業、または、性風俗関連特殊営業を営むもの
・特定の宗教団体、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を営むもの
・市川市デジタル地域通貨の取扱対象とならない取引や商品のみを取り扱うもの (下記を参照)

(4) 取扱対象とならない取引や商品

取扱対象とならない取引や商品
・消費税法別表第2の1～5に規定する有価証券類等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手（ビール券、おこめ券、図書カード等）等、換金性の高い商品
・たばこ
・買掛金、未払金の支払い、または、仕入れ等の事業資金
・税金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金・通信費等の支払い
・給与、賃金、寄付金、祝い金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資金の支払い
・当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（馬券）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）
・現金との換金
・社会保険医療の給付等を行う保険医療機関等に係る支払い

<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に規定する社会福祉事業及び介護保険法に基づく居宅サービスや施設サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上等の一定の要件を満たす各種学校の授業料、入学金等
<ul style="list-style-type: none"> ・公序良俗に著しく反する取引、その他事業の目的趣旨を鑑みた際に適切でないと市川市が認める取引

(5) 加盟店の決定

市川市が各店舗の申込内容を確認した後、加盟店としての登録可否を下記の方法で通知する。

- ①Web 申込の場合 電子メールにて通知
- ②申込書の場合 電子メールまたは郵送で通知

(6) 物品の発送

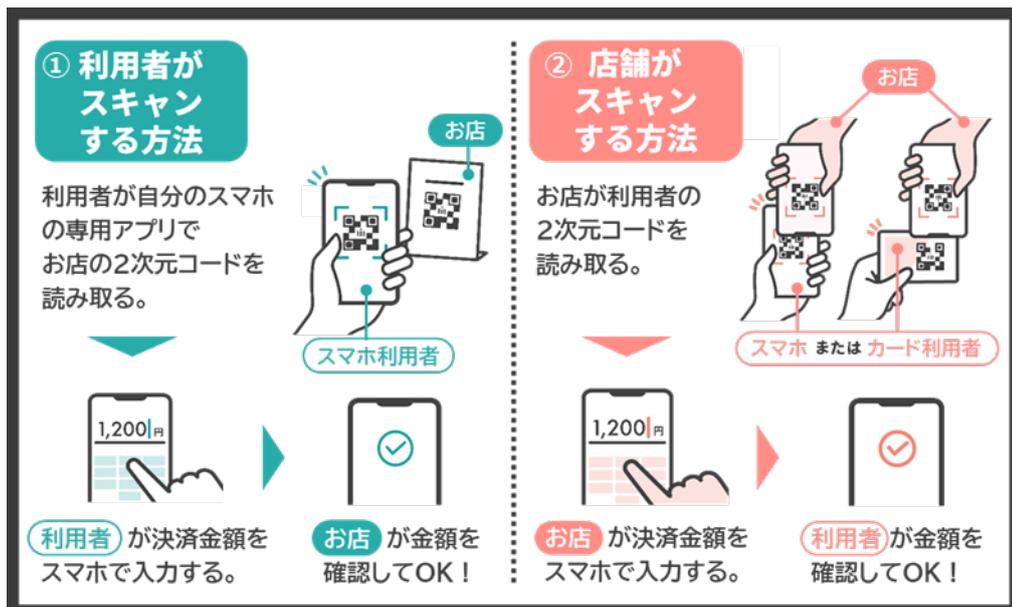
市川市から各店舗へ物品（2次元コードの台紙、ステッカー、のぼり、マニュアル等）を提供する。

(7) 決済方法

加盟店ごとに下記のいずれかの方法を選択する。

なお、②③の場合、加盟店がスマートフォンもしくはタブレット端末を用意するとともに、それらの機器を利用する際の通信費用を負担する。

- ①利用者がスキャンする方法 （下図の左側参照）
- ②店舗がスキャンする方法 （下図の右側参照）
- ③上記の①と②の両方



(8) デジタル地域通貨の精算

- ①精算回数 毎月2回

- ②精算締日 毎月 15 日と月末日
- ③入金日 精算締日の翌日から起算して約 2 週間後の平日
- ④精算方法 加盟店が指定した銀行口座への振り込み
- ⑤精算額 ICHICO の売上額から下記の負担額を差し引いた金額
- ⑥そのほか 加盟店から市川市に届出のあった振込先の銀行口座に誤りがあった場合、精算日に振り込むことができないケースがある。

(9) 加盟店の負担額

令和 7 年度は、大企業が経営する加盟店の場合、ICHICO 決済額の 1%相当額、中小企業者や個人事業主等が経営する加盟店の場合、負担なしとする。

4. ICHICO ポイントの発行

(1) 概要

市川市が主催する健康づくり事業や地域に寄与するエコ活動、ボランティア活動、自治会活動等に対するインセンティブとして、ICHICO と交換・利用できるポイントを付与し、市民活動の活性化を図る。

(2) ポイント付与期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(3) ポイント名称

ICHICO ポイント

（レート：1 ICHICO ポイント= 1 円）

(4) 対象者

事業や活動に参加された方（事業ごとに別途、定める。）

(5) ポイント対象事業とポイント数等

別途定める。

また、実施日やポイントの付与方法等の詳細については、事業ごとに別途定める。

(6) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店

5. ICHICO ふるさとポイントの発行

(1) 概要

市川市にふるさと納税をした方に返礼品として、ポイントを発行する。

(2) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

(3) ポイント名称

ICHICO ふるさとポイント

（レート：1 ICHICO ふるさとポイント = 1 円）

(4) 対象者

市川市にふるさと納税をした方（市川市民を除く）

(5) ポイント数等

寄附金額	発行ポイント数
5,000 円	1,500 ポイント
10,000 円	3,000 ポイント
20,000 円	6,000 ポイント
30,000 円	9,000 ポイント
50,000 円	15,000 ポイント
100,000 円	30,000 ポイント
200,000 円	60,000 ポイント
500,000 円	150,000 ポイント
1,000,000 円	300,000 ポイント

(6) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店の内、市が指定する飲食店、サービス提供店

※ 原則、物販店では利用できないこととする。

※ 予告なく利用できる店を変更する場合がある。

(7) 申込方法

市川市が別途指定する「ふるさと納税 Web サイト」とする。

(8) 返礼品の発送

申込の受付後、市川市から ICHICO カードを発送する。

(9) 利用の開始

ふるさと納税をした方が ICHICO カードを受領した後、市川市に利用開始の届出を行うことで、利用を開始する。

6. ICHICO スマートポイントの発行

(1) 概要

市が特に推進する施策に対し、貢献いただいた方に付与されるポイント

(2) ポイント名称

ICHICO スマートポイント

(レート：1 ICHICO ポイント= 1 円)

(3) 利用できる店舗

ICHICO 加盟店

(4) 対象事業

①省エネルギー家電導入促進事業

②防犯用品等導入促進事業

実施期間やポイントの付与方法等の詳細については、事業ごとに別途定める。

別添2 デジタル地域通貨運用システム メール送信マニュアル

⑤処理状態の更新

『チェックした処理状態を更新』ボタンをクリックして、ステータスを『処理済』に更新する。
当該処理をもって『処理済』に更新された加盟店宛に、
デジタル地域通貨運用システムから自動でメールが送付される。

なお、一度に処理状態の更新が可能な店舗数は、250店舗であることから、250以上の加盟店がシステムに登録されている場合は、複数回に分けてステータスの変更を行うこと。



⑥処理状態の確認

処理した精算データが正確に反映されているか確認するため、日付等の情報を入力して検索する。

The screenshot shows a search form with the following fields and options:

- 検索済み (Searched)
- 検索ID (Search ID)
- 中間事業番名 (Intermediate Business No.) with a '現在 0 文字' (Current 0 characters) indicator
- 事業番名 (Business No.) with a '現在 0 文字' (Current 0 characters) indicator
- 店舗名 (Store Name) with a '現在 0 文字' (Current 0 characters) indicator
- 検索日 (From) (Search Date) with the value 2022/07/16
- 検索日 (To) (Search Date) with the value 2022/07/31
- ステータス (Status) with radio buttons for: 全て (All), 未処理 (Not processed), 処理済 (Processed), 繰越 (Carryover), 未処理 (繰越予定) (Not processed (carryover expected)). The '処理済' option is selected.
- 照会種別 (Inquiry Type) with radio buttons for: 全て (All), 精算履歴 (Settlement History), 請求履歴 (Billing History). The '精算履歴' option is selected.
- 入金状況 (Payment Status) with radio buttons for: 本入金 (Main Payment), 正常入金 (Normal Payment), 過剰入金 (Overpayment), 入金不足 (Payment Shortage).
- 検索 (Search) button

